

19 学修継続条件

- 各セメスター終了時に、学修継続条件に照らして学修状況の確認が行われます。
- 各学修継続条件は、「当該学期GPAの基準を満たしていること」です。各年次・学期ごとの基準は、次の表のとおりです。

年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
当該学期GPA	1.80	1.80	1.90	1.90	2.00	2.00	2.00	2.00

*履修登録単位数が「0」単位の場合は、学修する意思がないものとみなし、警告の対象となります（休学および停学1か月以上の学生は除く）。

1 警告

- 学修継続条件を満たしていない学生には、「警告」が出されます。警告は書面で保証人住所に、本人・保証人の連名宛に郵送されます（社会人入学生は本人住所・本人宛）。なお、条件を満たした学生には、特に通知をすることはありません。
- 「警告」を受けると、下記の表のとおり、受講資格や出願資格を失います。

1回以上	他大学との単位互換科目や共同授業の受講資格を失う 転学部・転学科の出願資格を失う
2回以上	再入学の出願資格を失う
3回	退学処分（玉川大学学則第37条により） （ただし、定められた期日までに、「退学願」が提出された場合は依願退学となります）

*卒業最終学期に、累積警告3回となると同時に、卒業要件を満たした場合は、卒業が優先します。

- 累積警告が2回になった場合は、学生および保証人と担任等教員との面談を実施します。

2018年度より、学修継続条件制度が一部変更となりました。（別紙1・2参照）

20 修得単位数から見た学年

- 1～4年の学年区分に対応する修得単位数は下表のとおりです。各学年区分に対応する単位数を修得できない場合は、4年間での卒業が延期となることがあります。また、下表の学年区分に対応する修得単位数を満たしていない場合、その学年で履修可能な科目が制限されることがあります。その場合は所属学部の教務担当教員の履修指導を受けることになります。

学年区分	修得単位数
1年次	0～31単位
2年次	32～61単位
3年次	62～91単位
4年次	92単位～

*転・編入学および再入学に関してはB評価（100点満点で70点）以上を認定し該当学年に配置します。

▶GPA制度

参照「履修ガイド」
p.28

▶玉川大学再入学に関する規程

参照「学生生活ガイド」
p.160

▶玉川大学学則

参照「学生生活ガイド」
p.150～159